

○委員長（大石正光君） ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、植松恵美子君、大河原雅子君、大久保潔重君及び荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君、川合孝典君、富岡由紀夫君及び山本香苗君が選任されました。

○委員長（大石正光君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣参事官林幸宏君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大石正光君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（大石正光君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長斉藤惇君及び日本郵政株式会社専務執行役齋尾親

徳君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大石正光君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（大石正光君） 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 よろしくお願いたします。

今日の金商法につきましては、いろいろと質疑に先立って資料等も調べてみたんですけども、おおむね法案の内容については評価も高いように考えているところでございます。そこで、今日、昨今非常に取り上げられることの多い日本国債、この発行残高の問題等を含めて、この金商法に関する質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

去年の秋以降、日本国債、CDS市場において急激に価格が変動したという事実がございました。これに伴って国債の金利も時には上昇した局面もあつたわけですが、幸い、このところは国債市場は安定を取り戻しつつあるように思われるところであります。

金融市場の動きと日本国債の信認の問題、さらに日本の財政再建と成長との関係についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず最初のお尋ねですが、このCDSは日本国債保有のリスクヘッジ商品とも位置付けられているわけですが、市場参加者の中には、国債そのものは保有せずにCDSの投機的売買によって収益を得ると、こういうことを目的にする方もいらっしゃるわけであります。過去の急激な値動きの中には、そうした投機的な売買によるものもあるのではないかと、こういう観測も聞かれています。

そこで、今回の金商法の改正によって、CDSなどのデリバティブ商品の取引実態を当局が詳細に把握、分析することによって、実需による売買と投機的売買をある程度判別することが可能なかどうか、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官（田村謙治君） お答えいたします。

今般の金商法改正におきまして、取引情報の保存、保護義務を課すわけでございまして、どのような情報を報告させるかというその中身につきまして、詳細につきましては、市場の透明性向上の観点ですとか、あるいは国際的な議論を踏まえて今後詰めていくことになるわけですが、現時点では、それぞれのデリバティブ取引の取引高

ですとか、あるいは相手方がだれかといったような情報を取得するということを想定をしております。

そのような報告を金融庁が受けて、その取引情報を分析をして、必要に応じて、金融機関に対して、金融機関のリスク管理体制の現状ですとか、あるいは今後の改善策等を聴取をするといったような対応も必要に応じて実施をするということをご想定をしているわけでございまして、今申し上げたような対応、取組を通じて、店頭デリバティブ取引に係る平時の、日ごろのモニタリングを強化するとともに、危機のときにおきましては迅速適切な対応を図るということでございますので、そこは委員と問題意識を共有しているところでございます。

○風間直樹君 ありがとうございます。

次に、税制と税収の観点からお尋ねをしたいと思えます。

このCDSの市場における過去の急激な値動きですが、日本の財政が果たして持続していけるのかと、こういった懸念など、国債の信認低下を手掛かりとする売買によるものであったとも考えられるわけです。これに関連して、金融市場は財政再建と成長戦略、この二つを関心を持って見守っていると思われるわけですが、財政再建と成長のいずれの観点からも、税制の在り方は非常に重要

だと思われまます。成長を犠牲にすることなく、むしろ今後の成長に資するような税制改革の在り方それから税収の使途、こういったものが真剣に検討されることが当局には求められるわけですが、この二点についてお考えをお尋ねしたいと思います。

○大臣政務官（古本伸一郎君） お答えいたします。

今、成長の足を引っ張ることのないような税制をという御指摘であろうかと承りましたが、御案内のとおり、菅大臣の下、いろんな議論を進めている中で、とりわけ、これまで税は負担という受け止めがこれはある中で、やはり社会全体で分かち合う考え方、あるいは未来への投資である、あるいはそれぞれの立場あるいは所得階層に応じた言わば共益費のような概念で少し考え方を転換できないだろうかということ、今議論の中で始めているところでございます。

その意味においては、どうしても過去、消費税の増税をした機会、あるいは所得税を触ったとき、そういった時々に応じまして経済が動いた足跡がございます。しかしながら、消費税を議論した際にも、そういったことが果たして増税による経済への言わばマイナスインパクトであったのか、あるいはそれ以外の外部要因もあつたのではなからうか、そういったことも含めた総合的な分析を慎

重に進めているところでございまして、御指摘の成長の足を引っ張るような税制があつては、これはならないわけであることは間違いありません。

加えて申し上げれば、租税特別措置で、逆にこれまで自民党政権の時代から、様々な産業分野、政策分野に租税歳出を通じてまさに成長を国家として後押しをしてきた分野もございまして、こういった分野も当然に今後とも必要な分野はあろうかと承知いたしておりますので、租税歳出との関係も含めて総合的に成長を後押しできる税制を考えてまいりたいと、このように思っております。

○風間直樹君 昨年政権交代がありまして、税制改革も民主党政権の下で手掛けたわけですが、事實上、今年の税制改正が民主党政権としての言わば本格的な改正になるのではないかなと思っております。この点は政務官にもいろいろ今後の税制改正に懸ける意欲もありませんが、是非とも今お話しいただいたような方向性を踏まえて、実態を伴った税制改正を目指していただきたいとお願いをしております。

三点目の質問ですが、最近、幸いにしてこのCDSを含む日本国債の関連市場には安定化の兆しが見られるわけです。その要因として、ギリシャのように非常に国債市場が荒れている、こういった国の動向を含むグローバルな要因、特にヨーロッパではソブリンリスク等ささやかれております

が、こういう動向と日本国債の市場の動向の違いの中に日本独自の要因があるのかどうかということを考えるわけですが、この点についてはお考えはいかがでございますでしょうか。

○大臣政務官（古本伸一郎君） 今、ギリシャの状況のお話がございましたが、先週末もG7がございました、G8がございました。菅大臣が出席をさせていただきましたが、ギリシャについても随分議論になったことは巷間報道されているとおりでございます。

あえて我が国との違いをというお尋ねでありましたけれども、少しギリシャのいわゆるファイナンスの中身について、ちよつと今つぶさに手元に持っておりますが、少なくとも日本に関して申し上げるならば、我が国の場合は国債を保有していただいております方が、つまりは債権者が国内の方々であるということが圧倒的です、約九五%。したがって、国債の保有の状況ということを考えれば、逆に言えば外国の方が持つておられるのは5%しかないという状況でございます。

こういった状況を考えながら、果たしてあいつた状況が率直に言つて日本において起きた場合どうなるのかというようなことの想定もこれはしていかなければならないわけでありすけれども、単純に比較できる中身ではないと、そういうふうには思っております。

○風間直樹君 ありがとうございます。

この金商法の改正に際しましては、今日御答弁いただきました内容をまた十分踏まえて今後の対応をさせていただければ有り難いと思います。

続きまして、いわゆる日米の密約問題にかかわる財務省の所管の部分について質問させていただきますと思います。

政権交代しましてからこの密約に関する調査が進んだわけですが、四月でしたでしょうか、外務省、財務省、それぞれ調査結果をまとめて報告をされました。私も元々は外交・安全保障が専門なものですから、この間の経緯、つぶさに追つてみたんですけれども、そんな中で、四月七日の毎日新聞の朝刊に、今日お手元に配付の記事が掲載されました。財務省でも外務省でもこの密約の実際の調査をどういう過程で行つていただいたのかという話は、ドキュメント風にはなかなか漏れてこないわけでございます。そういう意味ではこの毎日新聞の記事というのは非常に関心を持って読んだわけでございます。ここには古本政務官の調査の様子が詳細に書かれております。

ちよつどこの記事が掲載された二日後ですか、四月の九日、東京地裁がこの沖繩密約開示訴訟について判決を出したわけでありす。恐らくこの判決というのは、この密約調査を進めた外務省、財務省両省にとつても一種の衝撃的な判決ではな

かつたかなど。私も当日の判決の詳細を報じた夕刊の報道を見まして、非常に強いショックを受けました。

そのショックは何かという、私は、外務省あるいは財務省、それぞれの御説明を聞いて、相当この調査に御努力をされたんだという印象を持ったわけでございます。ところが、一方で、この東京地裁の判決は、文書が存在しないというその存在しない証明をしなれば、当局がこの文書がないということ証明するには至らないと、かいつまんで言うところの判決だったわけでありす。

私、実は衆議院の外務委員会で開催されましたこの密約問題にかかわる参考人招致の際、傍聴に参りました。あの日は、外務省の東郷元局長、あるいは元衆議院議員の森田一さん、それから西山太吉さん、それからやはり元外務省の斉藤さんですか、こういった方々四名が証人でいらつしやつたわけですが、とりわけ西山さんの証言に強いインパクトを受けました。

西山さんの証言内容というのは、この密約の特に財務省にかかわる部分というのは、そもそも沖繩返還をアメリカに求めた際、当時佐藤政権であります、このときに当時の米国政府には明確な三つの方針があつたと。この方針に基づいて日米双方の間で、財務当局の間で文書が交わされて、そ

してそれが今日に至るまで日米関係の中で生きて  
いるし、また大きな影響を与えていると、こうい  
う趣旨でありました。

その三つの内容は何かというと、まず一つは、  
これはいずれも米国の当時の方針であります。米  
政府が占領下の沖縄に投下した資本、費用、こ  
れをすべて返還に伴って日本政府から回収すると、  
これが第一であります。第二は、返還に伴って米  
国政府は一ドルたりとも新たな出費はしないと。  
第三は、沖縄返還後、米政府が沖縄占領中に日  
本政府から提供されていたと同様の日本政府による  
駐留米軍経費の負担の新たな枠組みを設けると。  
この三つを当時の米国政府が大方針として掲げた  
上で日本政府との交渉に臨んだと。この米国政府  
の方針はそのまま日本政府によって受け入れられ  
て、そして関連する文書が作成されたと、これが  
西山さんのお話の趣旨でありました。

今回財務省で調査をしていた文書という  
のはこの三つにかかわるものであります。この配  
付資料にある毎日新聞の記事にもありますように、  
古本政務官、職員を渡米させて、そしてアメリカ  
の公文書館の資料の山から現物の文書を手した  
と、相当の努力の痕跡がここに記されているわけ  
でございますが、政務官にちよっと率直にお伺い  
したいんですが、これだけの資料探索の努力をさ  
れて、そして東京地裁ではああいっただけの判決が出た

と。この判決についてはどのような印象、感想、  
お考えをお持ちでしょうか。

○大臣政務官(古本伸一郎君) 実は、本件判決  
を受けて、過般、四月二十二日付けで控訴の手續  
をいたしてございます。したがって、引き続き公  
判を維持していく、係争事案だというふうに思っ  
ておりますので、裁判の中身については、これは  
司法にゆだねたいと、こういうことでありますけ  
れども。

国側が被告になっている事案でありますので、  
率直な感想をというお尋ねをいただきましたけれ  
ども、少しその線引きを意識した上であえて申  
し上げれば、先ほど委員に少し振り返っていただ  
いたようなことはほぼ事実に近い状況ではなかる  
うかと思っておりますので、一口で申し上げれば、  
現在存在しないと、発見できなかったと申し上げ  
た文書について開示せよというのが一審における  
裁判長の判示でありますので、そのことについて  
は率直に言って厳しい判決であったと、このよう  
に受け止めております。

○風間直樹君 私も、この財務省の調査が出た後、  
財務省の方にもちよっと説明をお願いしまして、米  
側では保管されている文書の内容と、それからそ  
れに依る形で、当時、七〇年代の日本国政府が  
取った米国に対する新たなこの費用負担の枠組み  
の中でどれだけの費用が出費された、その形跡、

痕跡が今日残っているのかどうか、これを確認を  
いたしました。この痕跡は確認できないという  
ことであります。

今政務官もおっしゃいましたけれども、当時こ  
ういった密約があつて、そして米政府のこの三大  
方針に基づいて当時の日本国政府が費用の負担を  
したという事実はやはりうかがえるだろうと私も  
思います。ただ、問題は、そのことの確認を今日  
記録された文書を通して確認できないという、こ  
の点が非常に大きな問題だというふうに思うわけ  
であります。

もう一つの問題は、この米国政府の費用をある  
意味相殺するために、当時、米国のFRBに、日  
銀ですか、これが勘定を設ける形でそこに一定額  
の資金を預金して、その利息を日本政府は受け取  
らないという形をもって費用を相殺する形を取  
った。ただ、驚くべくは、時が経過し、このこと  
の勘定を設けているという事実が大蔵省、財務省  
の中でも十分引き継がれないままに経過をし、そ  
して世紀の変わり目のころにようやくこの勘定の  
存在が発見されて、そして今回の密約調査でその  
事実が明らかになったと、このことも非常に大き  
な問題だろうというふうに思うわけでございます。  
この二つのことに対して、財務省として改めて  
今後に向けてどういった措置をとられたのか、こ  
のことをお尋ねしたいと思います。

○大臣政務官(古本伸一郎君) まず、事実関係ですが、いわゆる財政密約と呼ばれるものが存在したんだろうと、これは大臣も既に会見で申し上げておるとおりでございます。その際に、少し日米の費用負担が、日本側に当時占領軍であったアメリカ側から駐留経費を幾ばくか負担をするという、その三つの言わばプリンシパルのようなものでしょうか、今委員から御紹介いただきました、特に三つ目の駐留経費負担ということだと思いうんですけれども、そういったものを相殺をするというふうな表現をいただいたかと承知しておりますけれども、その目的でこの無利子預金を認めたとということの事実、確証を得るには至っていないんです。

むしろ、この無利子預金は、当時のアメリカの上院側に残っている外交資料、国防資料関係を調査したところ、これは原典によればウインドフォールと書いておったかと記憶していますが、棚ぼたというんでしょうか、つまり日本側は、当時、一九七二年の五月、沖縄返還に至った際に、それまで当時の沖縄県民が沖縄の地で米ドルを使っていたわけですね、通貨は。これが当時一億ドル相当ございました。これを県内五か所に分けた交換所で、新たに言わば日銀が輪転機で刷った新札を自衛艦に載せて警護しながら陸揚げし、それを県内五か所で交換したわけです。ですから、言わば

印刷代だけですね、シニオリテイーの話です。ですから、要はこれで得たお金というのは言わば日本側は棚ぼたであるというふうにアメリカ側は表現していました。これはアメリカの分析です。

片や日本も、この当時、まだその後の貿易収支を考えれば外貨が必要になる、より必要になる時代ではあったとはいえ、一億ドルという大変大きなキャッシュを日銀の金庫の中に置いておくわけにはいかないという中で、どうもFRB、要するにニューヨーク連銀のいわゆる口座に預けるという判断に至ったと。そのときに、実はアメリカ側は、ニクソン・ショック後の非常にファイナンスがインバランスになりつつあるときに新規で一億ドルの言わば預金を預かるということは、これは債務が発生しますので、そういったことに伴う金利を払うぐらいなら、実は原典によれば、米側に残る原典によれば、そのお札は焼却処分してもらった方がいいぐらいだという記述も残っているやに聞いております。

したがって、互いにその一億ドルの行方をどうするかというぎりぎりの議論の中で恐らく無利子で預けるということに至ったということを推察するしかない今現状なんです。ですから、経費と相殺することについては、ちよつと説明が長くなりましたが、確証が得られているわけではないんです。

他方、ホスト・ネーション・サポートの源流になつたんじゃないかという原告団の我部先生始めいろいろ言っておられることについては、少しそういったことの端緒になつたんだろうということの裏を取れるに足る一部事実も財務省の中で確認作業はしてまいりましたので、三つの原則ですか、その部分については言わば当たっているところもあるんだろうという感想は持っております。

そういう少し整理の前提に立つて、結論であります。大変長くなりました。

そもそも、一九九九年のいわゆるこの無利子預金の口座を解約するに至るまで、旧大蔵省の中において関係者一同、当時そういう判断をし、言わばそういう密約があつたからこそ沖縄が返ってきたのかもしれないと思っております。そういう意味では、そのことを今、数十年たった私たちが批判するつもりは財務省としてもありません。

しかしながら、そういった約束があつたということが全く引き継がれていなかったということは誠に恥ずかしいことでありますし、ましてや、その一億ドルというのは沖縄県民の持つておられたドルと交換したお金でありますので、そのことの意味という意味においては、当時の担当者がどういう経緯でそのことを後任の方に引き継ぐことをはばかったのか、あるいはそれをあえてそうした

のか、その経緯の検証には至れなかったということとでありますので、もちろん金輪際そういうことがないようにすると同時に、ある政策判断をして、そのことが国益にかなうと外交上判断することもあると思っております。そのことが何年かたつてその役割を終えたときには、歴史の事実としてきちんと公開されるように、公文書館への文書の引継ぎ等々も含めて、完全保管等も含め、これはきちんとしていかなければならない、そのことが私たち行政側の国民に対する最大の説明責任だということふうに思っております。

○風間直樹君 今、調査の中でホスト・ネーション・サポートにつながっていく源流、その痕跡と思われる部分もあったというお話でございましたが、それは具体的にどういった痕跡だったか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官（古本伸一郎君） 実は、沖縄返還に伴う返還協定の第七条に三億二千万ドルを超えるお金は日米間には債権債務は発生しないという、三億二千万ドル以上であるという記述がございます。これを超えたお金があったんではなからうかというのが原告団の御指摘の一つにあります。ただ、これは、そのことがあったらどうかというところが裁判の請求内容ではありませんので、ちょっとそこは誤解のないように。あくまでも文書を開示してほしいということが原告団の請求でありま

したけれども。

そのことをきちんと整理した上で申し上げれば、実は、いわゆるホスト・ネーション・サポートの源流になったんだらうということで、具体的な数字でアメリカ側に残っている資料から六千五百万ドルという数字が出てまいります。あわせて、一千万ドルという数字も出てきます。これは六千五百万ドルがリロケーション費用、基地移転等に伴う費用という記載がございます。一千万ドルは労務費相当ということで出てまいります。こちらについては見当たりませんし、当時そういう事実はなかったんです。

他方、六千五百万ドルの基地移転のリロケーションにかかわる部分で申し上げれば、実は沖縄返還後五年間にわたりましてその六千五百万ドルを日本側はこれを負担するという記述に米側の資料で残っています。六千五百万ドルを当時のレートで計算しますと、約二百億円にならうかと思えます。ですから、一年間で約四十億円、掛ける五年間でそういう費用を日本側は負担をするということとを、アメリカ側が議会でそれを説明しているんですね。

さて、当時の防衛庁の歳出の実は支払伝票も一切を調べました。主計に残る資料はもちろんでありますけれども、防衛省側にも協力を求め調べたところ、実はある年において約三十八億円の歳出

の支払を切っている事実が判明いたしました。ただ、そのことがその六千五百万ドルと見合いで払われたかどうかの裏付けは取りようがありません。なぜならば、そういった費用は一般予算の中に入り込んでいますので、一般会計の中で三十八億円を出しているという事実は判明したんですけれども、そのことがこの言わば密約と言われている約束に基づいて支払われたお金であるということは、点と点は線で結ばれていません。ここは誤解のないように。結ばれていないんですけれども、余りにも数字が近接いたしておりますので、恐らくこの数字がそういったもの一つにはなるんだらうというふうに理解をできないことはないかと。

こういう整理の中で、少し菅大臣の談話の中でも、秘められた約束のいわゆる一つの中にこういったこともあったんだらうということで整理をいたしております。

○風間直樹君 克明な御答弁、ありがとうございます。

私もこの衆議院の外務委員会の参考人聴取を聞きまして、いわゆる西山事件以降、四十年近い年月が経過しておりますが、外務委員会で証言に立たれた四人の証人それぞれの胸の中に非常に重い感情が去来していることを痛切に感じたわけでございます。西山さんにせよ、琉球大の我部教授にせよ、この間の事情、今政務官から御答弁をい

いただいた部分、非常に克明に米側の資料を調べていらつしやつて、それに基ついて西山さんも我部さんもそれぞれの推論をされておりませう。私も政務官と同じ立場でして、当時沖繩返還に際してはやはりこれは戦争に負けて取られた領土でありませうから、それを平和的な手段で日本に復帰させるためにはやはり相当の交渉が必要だつたんだらうと、その過程で派生してきた様々なものが密約という形になつたんだという理解をしております。

たしか、当時佐藤政権で外務大臣をお務めになつていたのが愛知先生のおじいさんでいらつしやつたと思ひますし、同じく佐藤政権で財務大臣でその後でしょうか、幹事長をお務めになつたのが福田赳夫元総理でいらつしやると思ひます。西山さんの書かれたものなどを拝見しますと、ポスト佐藤の政局の中で、非常にそういったポスト佐藤を目指す立場の方々にこの沖繩返還問題でのいろいろな思ひもあり、それがこうした密約にも影響したという趣旨のことも書かれていらつしやいます。

今回、東京地裁でこういう判決が出まして、西山さんを始め原告の皆さんの思ひの一端が形になり解消されたわけでございますが、同時に、財務省においてこの文書の調査に当たられた菅大臣、古本政務官の御努力も私は非常に貴いものだというふうにも思っております。ここで、政務官が資料

探査に当たられたことに心から敬意を表しまして、私の質問を終えさせていただきますと思ひます。

ありがとうございます。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。

まず、亀井金融大臣に質問します。

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性、透明性の向上のため、清算機関の利用の義務付けが今回の法律改正の中身であります。しかし、日本のCDSの市場規模は全世界の中で約二%、またCDS等の店頭デリバティブ市場の育成や日本の市場競争力の強化も考えるべきではないかと思ひます。また、金利スワップについては国内清算機関と外国清算機関のリンクによる清算が日本の市場競争力の強化にもつながると思ひますが、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣（亀井静香君） デリバティブ商品については、これを完璧に野放しの状態にしておくということ、我が国の金融全体に対しても場合によっては不測の事態が生ずる危険性もあるわけでございます。これについて一定の、金融庁としてそれをきつちりと監督指導できる、そういう状況をつくるということが必要であると考えてこの度の法律になつたわけでありませうけれども、この難しさは、議員も御認識と思ひますけれども、国際的な関係、これを抜きにして日本独自の規制その他を強化するわけにもいかない面もあるわけ

でありますので、そういう辺りをにらみながら、実効的なやり方はないかということでこの度の処置をとつたわけでございます。

清算機関を設置することによって、このデリバティブ取引が今まで以上に安定的にこれが推移をしていく、国際社会との関係においてもうまく機能していくだろうと、このように考えておるわけでありませう。

○大久保勉君 分かりました。透明なマーケットをつくっていく、規制をすることも非常に重要ですが、やはり産業として育成していく、こういった観点からも必要じゃないかということで、次の質問に参ります。

金融庁は、これまで金融サービス立国論を主張されました。特に、前の山本金融担当大臣がかなり中心になりまして金融サービス立国論を展開されたと思ひますが、亀井大臣になつてどうもこの看板は下ろしたんじゃないかと、そういう批判もあります。いかがでしょうか。

○国務大臣（亀井静香君） 私は、我が国が、まあ金融立国という中身がどうなのかという議論はありますが、我が国がいわゆる金融によって富を得ていくという、そういうわけには私はやはりいかならうと。日本は基本的には物づくり国家である、このように考えておるわけでありませうけれども、やはり金融の果たす役割というのは極